

項目	現 行	改 正 後	変更内容・補足説明等
第 1 章 第 1 条	「請求革命 利用規定」 (2024 年 7 月改定) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行または株式会社関西みらい銀行およびりそな決済サービス（以下総称して「当社」といいます）は、当社と、「りそなネット」「りそなネット（ワイド）」「りそな PayResort」のいずれかを契約した加盟店（以下「甲」といいます）より希望がある場合、甲に対し「請求革命」（以下「本サービス」といいます）を提供します。 第 1 章 請求革命 第 1 条（「請求革命」のサービス内容） 「請求革命」は、以下の各サービス（以下「関連サービス」といいます）を本サービス上で操作・連動することによりサービスの提供を行います。 （１）りそなネット、りそなネット（ワイド）（以下総称して「りそなネット」といいます） （２） Web 口座振替受付サービス（請求革命専用）（以下「Web 口振」といいます） （３）りそなビジネスダイレクト（以下「ビジネスダイレクト」といいます） （４）りそな PayResort（以下「PayResort」といいます）	「請求革命 利用規定」 (2024 年 11 月改定) 株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行または株式会社関西みらい銀行およびりそな決済サービス株式会社（以下総称して「当社」といいます）は、当社と、「りそなネット」「りそなネット（ワイド）」「りそな PayResort」「りそな PayResort+」のいずれかを契約した加盟店（以下「甲」といいます）より希望がある場合、甲に対し「請求革命」（以下「本サービス」といいます）を提供します。 第 1 章 請求革命 第 1 条（「請求革命」のサービス内容） 「請求革命」は、以下の各サービス（以下「関連サービス」といいます）を本サービス上で操作・連動することによりサービスの提供を行います。 （１）りそなネット、りそなネット（ワイド）（以下総称して「りそなネット」といいます） （２） Web 口座振替受付サービス（請求革命専用）（以下「Web 口振」といいます） （３）りそなビジネスダイレクト（以下「ビジネスダイレクト」といいます） （４）りそな PayResort、りそな PayResort+（以下総称して「PayResort」といいます）	<u>りそな決済サービスに株式会社を追記</u> <u>「りそな PayResort+」を追加</u> <u>「りそな PayResort+」を追加</u> <u>りそな決済サービスは「当社」に含まれるため、RKS を削除</u> <u>りそな決済サービスは「当社」に含まれるため、RKS を削除</u>
第 1 1 条	第 1 1 条（免責事項） ～ 一部省略 ～ 2. 以下の場合、そのために生じた損害については、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当社は責任を負いません。 （１）天災、火災、騒乱、事変等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由によって甲に損害が生じた場合 （２）通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通、電話の不通その他通信手段の障害等により、本サービス等の提供、取り扱いが遅延、不能となった、または誤った取引が成立した場合 （３）コンピュータウイルス・スパイウェアの感染、通信経路における盗聴等により本人確認情報、取引情報または乙の情報等が漏洩した場合 （４）甲および乙から提出された書類に偽造、変造、盗用その他の事故があり、当社・RKS がそれに基づく取り扱いを行ったために甲に損害が生じた場合 （５）当社の提携金融機関の責により、甲に損害が生じた場合 （６）金融機関の共同システムの運営体の責により、甲に障害が生じた場合	第 1 1 条（免責事項） ～ 一部省略 ～ 2. 以下の場合、そのために生じた損害については、当社の責に帰すべき事由に基づく場合を除き、当社は責任を負いません。 （１）天災、火災、騒乱、事変等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由によって甲に損害が生じた場合 （２）通信機器・回線・インターネットおよびコンピューター等の障害もしくは回線の不通、電話の不通その他通信手段の障害等により、本サービス等の提供、取り扱いが遅延、不能となった、または誤った取引が成立した場合 （３）コンピュータウイルス・スパイウェアの感染、通信経路における盗聴等により本人確認情報、取引情報または乙の情報等が漏洩した場合 （４）甲および乙から提出された書類に偽造、変造、盗用その他の事故があり、当社・RKS がそれに基づく取り扱いを行ったために甲に損害が生じた場合 （５）当社の提携金融機関の責により、甲に損害が生じた場合 （６）金融機関の共同システムの運営体の責により、甲に障害が生じた場合	
第 1 6 条	第 1 6 条（反社会的勢力の排除） ～ 一部省略 ～ 2. 甲は当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。 （１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社・RKS の信用を毀損し、または当社・RKS の業務を妨害する行為 （５）その他前各号に準ずる行為	第 1 6 条（反社会的勢力の排除） ～ 一部省略 ～ 2. 甲は当社に対し、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。 （１）暴力的な要求行為 （２）法的な責任を超えた不当な要求行為 （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 （４）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社・RKS の信用を毀損し、または当社・RKS の業務を妨害する行為 （５）その他前各号に準ずる行為	
		以 上	